

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市八尾ゆめの森交流施設及び富山市八尾パインパーク)
指 摘	<p>条例に定められた休館日や使用時間を変更する場合は、指定管理者は特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更することができるとされているが、市長の承認を得る手続を行うことなく、変更していたため、改善を図られたい。</p> <p>a 八尾ゆめの森ゆうゆう館の中山間地活性化施設について使用時間は午前9時から午後10時までとされているが、午前8時30分からの利用について申請を受けたときに、使用時間の変更について市長の承認を得る手続を行わずに使用を承認していた。</p> <p>b 八尾ゆめの森こども元気村について、使用時間は午前9時から午後5時まで、休館日は水曜日（休日にあたるときはその翌日）とされているが、冬期間（12月から3月）は全て休館日としており、また、こども元気村に置かれる施設であるバーベキュー広場については使用時間を10時から15時までとしていた。</p> <p>c 八尾パインパークの使用時間は、午前8時30分から午後5時までとされているが、午後6時までの使用の申請があったときに、使用時間の変更について市長の承認を得る手続を行わずに使用を承認していた。</p>
措 置 状 況	<p>中山間地活性化施設及び八尾パインパークについては、条例で規定された使用時間以外の使用申請があった場合、特に必要があると認めるときは、開館時間の変更について市長の承認を得るよう、指定管理者に指導を行った。</p> <p>また、八尾ゆめの森こども元気村については、今年度の冬期間の休館については、令和7年12月に臨時休館申請書を受け付けして承認を行い、バーベキュー広場の使用時間については、条例に定められた使用時間とするよう指定管理者に指導を行った。</p> <p>今後も条例等に基づいた適切な施設運営が行われるよう、定期的に指定管理者に対する指導を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館、 富山市久婦須川ダム周辺広場)
指 摘	<p>(ア) 施設の使用承認について、条例等に基づいた手続が行われていなかったため、改善を図られたい。</p> <p>c 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館研修室の使用の承認を受けようとする者は、「富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館使用承認申請書」を指定管理者に提出しなければならないとされているが富山市長宛の使用承認申請兼許可書を受け付けており、また、施設の使用を承認したときは使用承認書を交付するものとするとしているが、提出された使用承認申請書兼許可書に受付印を押印した写しを交付していた。</p> <p>d 富山市久婦須川ダム周辺広場休憩棟の使用の承認を受けようとする者は、「富山市久婦須川ダム周辺広場休憩棟使用承認申請書」を指定管理者に提出しなければならないとされている。しかし、規則で定められた申請書を使用しておらず、「里山広場休憩棟施設使用承認申請兼許可書」により使用の申請を受け付けていた。</p>
措 置 状 況	<p>神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館及び久婦須川ダム周辺広場の使用承認については、令和7年10月に指定管理者に対し、条例等に定めのある様式を使用するよう指導を行い、その後、速やかに指定管理者において、従業員に対し、正しい手続について周知徹底を行った。</p> <p>今後も、条例等に基づき適正な事務が行われるよう、指定管理者に対し、定期的に必要な指導を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：八尾地域都市公園)
指 摘	<p>(イ) 都市公園の行為許可の手續について、条例等に基づいた手續が行われていなかったため、改善を図らねたい。</p> <p>a 富山市都市公園条例第 2 条に掲げる行為をしようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないとされているが、富山市長宛の行為許可申請書を受け付けており、また、申請書を受理したときは、速やかに許可又は不許可を決定し、許可書又は不許可の旨の文書を交付するものとされているが、行為許可申請書に受付印を押印した写しを交付することで許可を行っていた。</p> <p>b 都市公園である西山公園の施設を使用させる場合は、都市公園条例に定められた行為許可の手續を行わなければならないところ、「パインパーク・サンパーク・西山公園使用承認(変更・取消)申請兼許可書」を提出させ、使用させていた。</p>
措 置 状 況	<p>都市公園の行為許可の手續については、令和7年10月に指定管理者に対し、富山市都市公園条例に定めのある様式を使用するよう指導を行い、その後、速やかに指定管理者において、従業員に対し、正しい手續について周知徹底を行った。</p> <p>今後も、富山市都市公園条例に基づき適正な事務が行われるよう、指定管理者に対し、定期的に必要な指導を行ってまいりたい。</p>

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館)
指 摘
(オ) 神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館研修室の使用申請を受けたときに、既に他の団体の使用を承認していたことから、条例で使用承認の手続が定められていない展示コーナーを利用させていたが、研修室の使用として申請書を提出させ、使用料を徴収していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館研修室での条例で使用承認の手続が定められていない展示コーナーを利用させていた件については、令和7年10月に指定管理者に対し、展示コーナーは使用承認の対象とならないことについて指導を行い、その後、速やかに指定管理者において、従業員に対し周知徹底を行った。 また、誤って徴収した使用料については、利用者に説明を行ったうえで、令和8年2月に返金した。 今後も、条例等に基づき適正な事務が行われるよう、指定管理者に対し、定期的に必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：八尾地域都市公園 富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館 富山市久婦須川ダム周辺広場)
指 摘	(イ) 八尾地域都市公園、神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館及び久婦須川ダム周辺広場について、指定管理者が管理業務を第三者に委託していることを把握しているにもかかわらず、指定管理者に書面による承諾を受けるよう指導を行っていなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の指定管理者が指定管理業務を第三者に委託する場合の書面による承諾については、再委託の申請を速やかに行うよう指定管理者に指導を行い、令和7年度管理業務分に関する再委託について令和7年10月に承諾を行った。 今後も協定書に基づき適正な事務が行われるよう、定期的に必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館)
指 摘	(エ) 自主事業として展示コーナーのスペースを販売会会場として第三者に使用させ、売上金額の1割を指定管理者の収入としているが、指定管理者に行政財産の使用許可について申請を行うよう指導しておらず、使用許可にかかる手続を行っていないため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産の使用許可については、令和7年10月に指定管理者に対し、施設の一部を占有して自主事業を行う場合は、行政財産の使用許可に係る手続を行うよう指導を行い、その後、速やかに指定管理者において、従業員に対し、正しい手続について周知徹底を行った。 また、指定管理者から、今後は第三者による販売会を実施する予定はない旨報告を受けており、監査以降は実施されていない。 今後も、富山市公有財産管理規則に基づき、適切な施設管理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館)
指 摘	(オ) 指定管理の更新のときに、貸与物品の状況について現物確認を行っておらず、既がない物品（階段式踏み台）を指定管理業務仕様書の貸与物品一覧に記載していたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の貸与物品の状況については、令和7年10月に現物確認を行い、貸与物品一覧表を修正し、指定管理者及び所管課で共有を行った。 今後も、貸与物品の状況については定期的に現物確認を実施して物品と台帳を照合し、適切な物品の管理に努めてまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
教育委員会事務局 学校保健課 (出資団体：公益財団法人 富山市学校給食会)
指 摘
(イ) 休日に勤務を命じる場合、正規の勤務時間中に勤務した時間に対しては休日給を支給し、その他の時間に対しては超過勤務手当を支給すべきところ、勤務した全時間に対して休日給を支給したことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘のあった超過勤務手当の過大支給については、令和8年1月分の超過勤務手当支給時(令和8年2月13日)に精算処理を行い、あわせて超過勤務命令簿の記入等について、団体職員間での周知徹底を図ったとの報告を受けた。 今後も団体において就業規則や給与規程に基づいた適正な事務が執り行われるよう、必要な指導を行ってまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象
企画管理部 行政経営課 (指定管理者：社会福祉法人富山市桜谷福祉会)
意 見
富山市恵光学園において、条例には利用料金制であることが規定されていないにもかかわらず、施設の使用料を指定管理者の収入としていた。施設所管課において指定管理者制度が適切に運用されるよう、制度所管課として各施設における業務実施状況の把握及び管理に努められたい。
回 答
施設所管課において指定管理者制度が適切に運用されるよう、これまでも運用指針や通知等を通じて周知してきたところであるが、今後は、新たにガイドラインを策定するなど、さらなる指導、支援に努めてまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	
	<p>企画管理部 行政経営課 企画管理部 文書法務課 (指定管理者：株式会社八尾サービス)</p>
意 見	
	<p>今回の指定管理者監査において、施設の使用承認の手續や自主事業の実施等について、条例や協定書に基づかない運用を行っている事例が多数見受けられ、これらの事例を鑑みると、現在の指定管理者に公の施設を管理する者としての適性があるのか検討が必要であると考えられる。一方で、施設利用者の利便性の確保や円滑な施設運営という観点からは、根本的な条例の見直しが相当の期間なされていないなか、施設の実態と条例が乖離している状態であったことから、条例改正も視野に入れた対応が必要であると考えられる。</p> <p>また、八尾ゆめの森ゆうゆう館については、条例において、宿泊室、食堂、特産物販売コーナー、浴室等を設置することとされており、これらの施設は全てゆうゆう館の設置目的を達成するために必要で不可分な機能を有する施設であるにもかかわらず、令和6年度より食堂の運営を自主事業とさせることは、条例の定めたゆうゆう館の設置目的から逸脱した運用と言わざるを得ない状態となっている。</p> <p>今後は、指定管理者による管理業務の状況を把握した上で必要な指導を行い、法令に基づいた適切な施設管理ができるよう対応するとともに、公の施設としてのあり方も含め、施設の管理方法について検討されたい。</p>
回 答	
	<p>施設所管課において法令に基づいた適切な施設管理及び最適な管理方法の検討が行われるよう、これまでも運用指針や通知等を通じて周知してきたところであるが、今後は、新たにガイドラインを策定するなど、さらなる指導、支援に努めてまいりたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市八尾サンパーク)
意 見	遊具の点検について、利用者の安全確保のための重要な業務であることから、指定管理者が第三者に委託している業務の実施状況が法令や国土交通省の指針の水準を満たすものであるか、十分に確認されたい。
回 答	<p>都市公園の遊具の点検については、点検者について明確な資格要件は定められていないものの、国土交通省の指針「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」改訂第3版（令和6年度）」において、「専門的な知見を有する又は専門技術者」により遊具の点検を行うことが示されている。</p> <p>このため、公園利用者の安全確保のため、国土交通省の指針に基づいた点検が確実に実施されるよう、令和7年度から指定管理者において有資格者による公園遊具の点検が行われており、指定管理期間が更新される令和8年度からの仕様書には、有資格者による点検の実施について明記する予定である。</p> <p>利用者が安全に公園を利用できるよう、適切な施設管理に努めてまいりたい。また、遊具の使用状況等を鑑み、遊具の使用中止や撤去等の対応も含めて検討してまいりたい。</p>

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	農林水産部 農林事務所農業振興課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：富山市八尾ゆめの森交流施設、富山市八尾パインパーク、 富山市八尾サンパーク)
意 見	<p>今回の指定管理者監査において、施設の使用承認の手続や自主事業の実施等について、条例や協定書に基づかない運用を行っている事例が多数見受けられ、これらの事例を鑑みると、現在の指定管理者に公の施設を管理する者としての適性があるのか検討が必要であると考えられる。一方で、施設利用者の利便性の確保や円滑な施設運営という観点からは、根本的な条例の見直しが相当の期間なされていないなか、施設の実態と条例が乖離している状態であったことから、条例改正も視野に入れた対応が必要であると考えられる。</p> <p>また、八尾ゆめの森ゆうゆう館については、条例において、宿泊室、食堂、特産物販売コーナー、浴室等を設置することとされており、これらの施設は全てゆうゆう館の設置目的を達成するために必要で不可分な機能を有する施設であるにもかかわらず、令和6年度より食堂の運営を自主事業とさせることは、条例の定めたゆうゆう館の設置目的から逸脱した運用と言わざるを得ない状態となっている。</p> <p>今後は、指定管理者による管理業務の状況を把握した上で必要な指導を行い、法令に基づいた適切な施設管理ができるよう対応するとともに、公の施設としてのあり方も含め、施設の管理方法について検討されたい。</p>
回 答	<p>法令に基づいた適切な施設管理及び最適な管理方法が行われるよう、これまでも運用指針や通知等を基に指導してきたところであるが、今回の監査の指摘等を踏まえ、今一度条例や協定書に基づいた施設管理を行うよう指導した。今後も、法令等に基づき適切な施設運営が行われるよう、指定管理者による施設管理の状況を定期的に確認してまいりたい。</p> <p>なお、当施設については、令和8年度末で現指定管理期間が終了することから、令和8年度中に次期指定管理者の選定が予定されている。次期指定管理期間においては、今回のご指摘を踏まえ、条例との不整合が無いよう基本協定書や仕様書の記載等について検討し、改善に努めてまいりたい。</p> <p>また、指定管理施設の食堂については、その扱いが市として統一されていないことから、指定管理制度所管課や類似施設と調整を図りながら次期指定管理者の選定に間に合うよう整理してまいりたい。</p>

(別紙)

監査の結果に基づく意見に対する回答

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：八尾地域都市公園)
意 見	八尾サンパーク及び八尾地域の都市公園に設置される遊具の点検について、利用者の安全確保のための重要な業務であることから、指定管理者が第三者に委託している業務の実施状況が法令や国土交通省の指針の水準を満たすものであるか、十分に確認されたい。
回 答	都市公園の遊具の点検については、点検者について明確な資格要件は定められていないものの、国土交通省の指針「都市公園における遊具の安全確保に関する指針改訂第3版（令和6年度）」において、「専門的な知見を有する又は専門技術者」により遊具の点検を行うことが示されている。 このため、公園利用者の安全確保のため、国土交通省の指針に基づいた点検が確実に実施されるよう、令和7年度から指定管理者において有資格者による公園遊具の点検が行われており、指定管理期間が更新される令和8年度からの仕様書には、有資格者による点検の実施について明記する予定である。 今後も、利用者が安全に公園を利用できるよう、適切な施設管理に努めてまいります。

(別紙)

監査の結果に基づく意見に対する回答

監 査 対 象	<p>建設部 土木事務所建設課 (指定管理者：株式会社八尾サービス) (指定管理施設：八尾地域都市公園 富山市神通川水辺プラザ自然ふれあい学習館 富山市久婦須川ダム周辺広場)</p>
意 見	<p>今回の指定管理者監査において、施設の使用承認の手続や自主事業の実施等について、条例や協定書に基づかない運用を行っている事例が多数見受けられ、これらの事例を鑑みると、現在の指定管理者に公の施設を管理する者としての適性があるのか検討が必要であると考えられる。一方で、施設利用者の利便性の確保や円滑な施設運営という観点からは、根本的な条例の見直しが相当の期間なされていないなか、施設の実態と条例が乖離している状態であったことから、条例改正も視野に入れた対応が必要であると考えられる。</p> <p>また、八尾ゆめの森ゆうゆう館については、条例において、宿泊室、食堂、特産物販売コーナー、浴室等を設置することとされており、これらの施設は全てゆうゆう館の設置目的を達成するために必要で不可分な機能を有する施設であるにもかかわらず、令和6年度より食堂の運営を自主事業とさせることは、条例の定めたゆうゆう館の設置目的から逸脱した運用と言わざるを得ない状態となっている。</p> <p>今後は、指定管理者による管理業務の状況を把握した上で必要な指導を行い、法令に基づいた適切な施設管理ができるよう対応するとともに、公の施設としてのあり方も含め、施設の管理方法について検討されたい。</p>
回 答	<p>法令に基づいた適切な施設管理及び最適な管理方法が行われるよう、これまでも運用指針や通知等を基に指導してきたところであるが、今回の監査の指摘等を踏まえ、今一度条例や協定書の内容を再確認し、適切に施設の管理を行うよう指導した。</p> <p>今後も、法令等に基づき適切な施設運営が行われるよう、指定管理者による施設管理の状況を定期的に確認してまいりたい。</p>